(12)　ふゆせんちこがね科	
(略)	
(13)　こがねむし科	
(略)	
(14)　こぶすじこがね科	
(略)	

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物

（第三十条関係）

項	種　類　名
第一　動物界	
(略)	
三　条鰭亜綱	
イ　ガー目	
(1)　ガー科	
1　ガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物	
ロ　かわかます目	
(略)	
ハ　すずき目	
(略)	

附　則

この省令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、別表第三の第一の五及び別表第四の第一の三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月二十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の表海上保安署の項中「室長（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

附　則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

(11)　ふゆせんちこがね科	
(略)	
(12)　こがねむし科	
(略)	
(13)　こぶすじこがね科	
(略)	

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物

（第三十条関係）

項	種　類　名
第一　動物界	
(略)	
三　条鰭亜綱	
(新設)	
イ　かわかます目	
(略)	
ロ　すずき目	
(略)	

告　　示

○国家公安委員会告示第七十二号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年十二月十三日付けをもって次のとおり模擬運転装置の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	模擬運転装置の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　L17－9	三菱ドライビングシミュレータ DS－6000TYPEII－準Y	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目5番7号
交　L17－10	三菱ドライビングシミュレータ DS－6000TYPEII－準A	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目5番7号
交　L17－11	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ DS－7000－準Y	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目5番7号
交　L17－12	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ DS－7000－準A	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目5番7号

○政治資金適正化委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五三四八	二九、一一、二九	川井　一夫
五三四九	二九、一一、二九	西津　陵史
五三五〇	二九、一一、二九	山本　善嗣
五三五一	二九、一一、二九	水谷　是繁
五三五二	二九、一一、二九	野神　慎午

○法務省告示第六百四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の氏名及び住所

小泉道子

東京都港区白金台三丁目十二番二―三〇六号

認証年月日

平成二十九年十二月一日

○外務省告示第四百三十号

平成二十九年十二月十八日にコトヌで、アトランティック県小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アトランティック県小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億五千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　小西淳文在ベナン大使

ベナン側　オレリアン・アベノンシ外務・協力大臣

平成二十九年十二月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　　義偉